

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成30年10月18日(2018.10.18)

【公開番号】特開2016-120710(P2016-120710A)

【公開日】平成28年7月7日(2016.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2016-040

【出願番号】特願2015-140084(P2015-140084)

【国際特許分類】

B 3 2 B	5/22	(2006.01)
B 3 2 B	27/28	(2006.01)
B 3 2 B	27/30	(2006.01)
B 3 2 B	27/40	(2006.01)
C 0 8 J	9/30	(2006.01)
C 0 9 J	7/20	(2018.01)
C 0 9 J	133/00	(2006.01)
C 0 9 J	131/04	(2006.01)
C 0 9 J	175/04	(2006.01)
C 0 9 J	123/08	(2006.01)

【F I】

B 3 2 B	5/22	
B 3 2 B	27/28	1 0 1
B 3 2 B	27/30	A
B 3 2 B	27/40	
C 0 8 J	9/30	C E S
C 0 8 J	9/30	C E Y
C 0 8 J	9/30	C F F
C 0 9 J	7/02	Z
C 0 9 J	133/00	
C 0 9 J	131/04	
C 0 9 J	175/04	
C 0 9 J	123/08	

【手続補正書】

【提出日】平成30年9月7日(2018.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

多孔質フォーム層と、前記多孔質フォーム層の一方の面側に設けられ且つ伸縮率が前記多孔質フォーム層の伸縮率よりも低い低伸縮率層と、を有する積層シートの製造方法であって、

前記製造方法が、エマルジョンと起泡剤とを含有するエマルジョン組成物を、メカニカルフロス法を用いて発泡させて発泡体を形成し、当該発泡体を硬化させる工程を含み、

前記エマルジョン組成物が、アクリル系エマルジョンとエチレン酢酸ビニル共重合体樹脂エマルジョンと、前記エマルジョンの全量を基準として0重量%以上30重量%未満の

ウレタンエマルジョンとを、混合してなり、

前記多孔質フォーム層が、自己粘着性を有することを特徴とする、積層シートの製造方法。

【請求項 2】

前記多孔質フォーム層が、半連続気泡構造であることを特徴とする、請求項 1 に記載の積層シートの製造方法。

【請求項 3】

前記エマルジョン組成物が、前記エマルジョンの全量を基準として、10重量%超90重量%以下のアクリル系エマルジョンと10重量%以上90重量%未満のエチレン酢酸ビニル共重合体樹脂エマルジョンとを、混合してなることを特徴とする、請求項 1 又は 2 に記載の積層シートの製造方法。

【請求項 4】

前記エマルジョン組成物が、架橋剤を更に含有し、

前記工程において、エネルギーを印加して前記エマルジョンを構成する樹脂を前記架橋剤を介して架橋させることにより、前記発泡体を硬化させることを特徴とする、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の積層シートの製造方法。

【請求項 5】

前記積層シートが、前記多孔質フォーム層の前記低伸縮率層側に、更にその他の層を有する、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の積層シートの製造方法。

【請求項 6】

前記低伸縮率層又は前記その他の層が、印刷層、反射層、又は、ホワイトボードとしての機能を有する層である、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の積層シートの製造方法。

【請求項 7】

前記積層シートが、陶磁器、金属、プラスティック、及び、ガラス、並びに、これらの表面処理品用である、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の積層シートの製造方法。

【請求項 8】

前記積層シートが、ガラス及び表面処理ガラス用であり、且つ、遮光用である、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の積層シートの製造方法。

【請求項 9】

前記積層シートが、断熱性を有することを特徴とする、請求項 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の積層シートの製造方法。

【請求項 10】

エマルジョンを用いて得られたアクリルフォームと、

前記アクリルフォームの一方の面側に設けられ且つ伸縮率が前記アクリルフォームの伸縮率よりも低い低伸縮率層と
を有する積層シートであって、

前記エマルジョンは、アクリル系エマルジョンとエチレン酢酸ビニル共重合体樹脂エマルジョンを含有し、

前記アクリルフォームの他方の面側は、自己粘着性を有する
積層シート。

【請求項 11】

前記エマルジョンは、前記エマルジョンの全重量を基準として、25 ~ 80重量%のアクリル系エマルジョンを含有し、20 ~ 75重量%のエチレン酢酸ビニル共重合体樹脂エマルジョンを含有する、請求項 10 記載の積層シート。

【請求項 12】

前記低伸縮率層の、前記アクリルフォーム層が設けられた面側の反対の面側に、更にその他の層を有する、請求項 10 又は 11 に記載の積層シート。

【請求項 13】

前記低伸縮率層又は前記その他の層が、印刷層、反射層、又は、ホワイトボードとしての機能を有する層である、請求項 10 ~ 12 のいずれか一項に記載の積層シート。

